

事務連絡
平成26年5月23日

各 { 都道府県
政令指定都市 } 健康づくり担当課 御中

厚生労働省健康局
がん対策・健康増進課

健康増進事業実施要領の改正に係るQ & A集の送付について

健康増進事業の推進につきましては、日頃より御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、先般3月27日付けで健康増進事業実施要領を送付しましたが、新たに追加変更された内容について、Q & Aを作成しましたので、各自治体におかれましては、これらを参照のうえ、事業を進めていただきますよう、お願いいたします。

【照会先】

がん対策・健康増進課 健康指導係
円谷、伊藤
TEL(代) 03-5253-1111
(内) 2971

(問) 「3 健康教育(1) 集団健康教育 ⑧実施に当たっての留意事項」で質問票の活用が例示されているが、例えば、「標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル(生活歯援プログラム)」(日本歯科医師会作成)などを使用しても構わないか。また、当該質問票を、健康相談、歯周疾患検診など他の種類の健康増進事業に使用しても構わないか。

(答)

差し支えない。実施主体において有用と考えられるものを使用することとされたい。

(問) 「第3 健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業 2 歯周疾患検診 3 骨粗鬆症検診(5) ②「要精検」と区分された者」で、医療機関において精密検査を受診するよう指導するとあるが、実際、どのような指導が必要であるのか。

(答)

歯周疾患検診や骨粗鬆症検診において、「要精検」と区分された者については、結果報告の際に、病気の可能性があることを十分に認識できるよう保健指導を実施するとともに、精密検査の受診を促す必要がある。さらに、医療機関との連携の下、精密検査の受診結果等を把握し、精密検査未受診者に対しては受診を促すことが望ましい。